

事 務 連 絡  
令和5年3月13日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

### 業務管理体制の整備に関する届出システムの運用開始について（依頼）

介護保険行政の推進につきましては、日頃より格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年11月18日及び令和4年12月21日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡で情報提供しております「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）については、令和5年3月28日より運用を開始しますのでご承知おき願います。

つきましては、別添1（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（本省・自治体版））をお送りしますので、届出システムの操作方法等を確認のうえ、今後の業務において活用いただくとともに、届出システムによる業務管理体制の整備に係る各種届出手続きの効率化等の推進のため、下記の点についてご対応のほどお願いします。

### 記

#### 1 届出システムの操作マニュアルの周知

##### （1）市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知

都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対して、別紙1（市町村向け事務連絡（雛形））に、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）、別添1（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（本省・自治体版））、別紙2（事業者向け事務連絡（雛形））及び別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））を併せて送付してください。

##### （2）介護サービス事業者への周知

都道府県・指定都市・中核市におかれては、所管する事業者に対して、別紙2（事業者向け事務連絡（雛形））により、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と

届出) 及び別添2 (業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル (事業者版)) を送付してください。

また、介護サービス事業所の指定 (許可) 申請を受け付ける自治体 (都道府県・指定都市・中核市) については、介護保険法 (平成9年法律第123号) 第115条の32に基づく業務管理体制の整備に係る届出を初めて行う新規参入する事業者に対して、事業所の指定申請を受け付ける際に、業務管理体制の整備に係る届出の説明を行うとともに、参考 (介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出) 及び別添2 (業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル (事業者版)) を配布し、当該マニュアルの6頁に記載のURLから必要な手続きが行えるよう十分周知願います。

## 2 留意事項(共通)

(1) 届出システムの稼働開始時期

令和5年3月28日 (火) 13時00分

(2) 届出システムの照会先について

令和5年4月20日までの間に、届出システムの操作に関する疑義が生じた場合、問合せは、システム開発業者である株式会社セック宛てに、メールでお願いします。

なお、令和5年4月21日以降につきましては、次期運用保守業者が決まり次第、追って連絡します。

アドレス : g-laicomea@sec.co.jp (問合せ期間 : 令和5年4月20日まで)

(3) 届出システム以外での届出処理について

届出システムの運用開始後に、郵送等により届出が提出された場合は、従前どおりの処理をお願いします。

(4) 届出システムの操作マニュアルについて

今回、別添1 (業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル (本省・自治体版)) 及び別添2 (業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル (事業者版)) については、初版であるため送付しております。

なお、届出システム稼働後は、当該マニュアルは、届出システムよりダウンロードが可能です。

(照会先)

厚生労働省老健局総務課

介護保険指導室 業務管理係

電話 03-5253-1111 (内線 3957、3958)